

第 9 8 回

横浜市都市計画審議会

議事録

- | | | | |
|---|-------------------|----------------------|-----|
| 1 | 開 催 日 時 | 平成17年11月15日(火)午後3時 | |
| 2 | 開 催 場 所 | 市庁舎5階 特別会議室 | |
| 3 | 議 案 | | 2 頁 |
| 4 | 資 料 | ・都市計画案件の計画書、計画図、参考資料 | |
| 5 | 出 席 委 員
及び欠席委員 | | 3 頁 |
| 6 | 出席した関係
職員の職氏名 | | 4 頁 |
| 7 | 議事の内容 | | 5 頁 |
| 8 | 開 催 形 態 | 全部公開 | |

第 98 回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 平成 17 年 11 月 15 日（火）午後 3 時から
場 所 市庁舎 5 階特別会議室

■ 審 議 案 件

説明区分	議題番号	件 名	内 容
No. 1	7 6 7	横浜国際港都建設計画 地区計画の決定	【伊勢佐木町 1・2 丁目地区の決定】 横浜のメインストリートにふさわしい調和の 取れた街並みを創造し、様々な人々が安心して 憩える、魅力的なまちづくりを図るために、地 区計画を決定します。
No. 2	7 6 8	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【寺家特別緑地保全地区の決定】 青葉区北部の市街化調整区域内の貴重な緑地 について、優れた風致景観を保全するため、特 別緑地保全地区として決定します。
No. 3	7 6 9	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	【生産緑地地区の変更】 市街化区域内において適正に管理されている 農地を計画的に保全するため、生産緑地地区を 変更します。
No. 4	7 7 0	横浜市都市計画マスタープラン 瀬谷区プランの確定	【瀬谷区プランの確定】 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 として、瀬谷区プランを確定します。

■ 報 告 事 項

1 都市計画道路網の見直しについて

「都市計画道路網の見直しの基本的な考え方(案)」を公表し、市民意見募集を行いました。その結果について取りまとめましたので、報告します。

出席委員

横浜国立大学大学院教授
横浜商工会議所専務理事
横浜農業協同組合代表理事組合長
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
横浜市会議長
 〃 副議長
 〃 都市経営総務財政委員会委員長
 〃 市民教育委員会委員長
 〃 福祉衛生病院経営委員会委員長
 〃 環境創造資源循環委員会委員長
 〃 経済港湾委員会委員長
 〃 まちづくり調整都市整備委員会委員長
 〃 道路消防委員会委員長
 〃 水道交通委員会委員長
自治会・町内会長
横浜のまちづくりに携わった経験のある者
 〃

小林重敬
大場浪男
志村善一
川口忠人
伊波洋之助
小幡正雄
黒川澄夫
和田卓生
高梨晃嘉
横山正人
飯沢清人
森 敏明
加納重雄
横山栄一
小林 耕子
杉浦尚子
渡邊皓子

欠席委員

政策研究大学院大学教授
武蔵工業大学環境情報学部教授
駒澤大学法学部助教授
神奈川大学名誉教授
横浜市立大学国際総合科学部長
株式会社建築プラス環境設計事務所
西田雅江法律事務所
横浜市建築事務所協会

森地 茂
小堀洋美
内海麻利
猿田勝美
藤野次雄
田嶋裕美
西田雅江
小渡佳代子

出席した関係職員の職氏名

横浜市都市整備局都心対策推進担当政策専任部長	深 見 啓 司
〃 〃 都市再生推進課長	斎 藤 龍 男
〃 〃 〃 担当係長	大 石 龍 巳
〃 〃 〃	市 川 幸 久
〃 環境創造局環境整備部用地調整課担当課長	寺 島 正 明
〃 〃 〃 〃 担当係長	村 本 義 彦
〃 〃 〃 〃	藤 井 綾 子
〃 〃 環境活動推進部農地保全課長	山 田 薫
〃 〃 〃 〃 担当係長	竹 内 昌 弘
〃 〃 〃 〃	安 田 育 子
〃 瀬谷区副区長	岩 倉 憲 男
〃 〃 総務部区政推進課長	桑波田 一 孝
〃 〃 〃 〃 まちづくり調整担当係長	甲 斐 泰 夫
〃 〃 〃 〃 企画調整係	五十嵐 修
〃 都市整備局地域事業部地域整備課地域整備担当課長	岩 田 雄 三
〃 〃 〃 〃 担当係長	遠 藤 正 章
〃 〃 〃 〃	千 田 孝 一
〃 道路局計画調整部企画課長	青 木 治
〃 〃 担当課長	吉 川 俊 巳
〃 〃 計画調整部企画課	市 野 卓

(事務局)

横浜市まちづくり調整局長	地 曳 良 夫
〃 〃 土地利用・規制担当政策専任部長	鈴 木 伸 哉
〃 〃 都市計画課長	小 林 正 幸
〃 〃 〃 調査係長	池 松 秀 則
〃 〃 〃 地域計画係長	福 井 郁 雄
〃 〃 〃 都市施設計画係長	佐 藤 正 治

議事のでん末

1 開 会

●事務局（まちづくり調整局都市計画課調査係長）それでは、定刻となりましたので、ただいまより第98回横浜市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開とさせていただきます。

2 定足数の確認

●事務局（まちづくり調整局都市計画課調査係長）続きまして、定足数のご報告をさせていただきます。

本日出席の委員は25名中16名でございます。したがって、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達していることをご報告いたします。

3 配付資料確認

●事務局（まちづくり調整局都市計画課調査係長）それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

本日の進行を示しました次第が1枚、審議案件についての諮問書の写しが1枚、本日の座席表が1枚、「都市計画案に対する意見書の要旨」と書かれた資料が1部、そして、議第769号の生産緑地地区の変更に関して、「指定要領及び区画割図」と書かれた資料が1部ございます。さらに、本日の報告事項に関して、「都市計画道路網の見直しについて」という資料が1枚ございます。

以上でございます。そろっておりますでしょうか。

それから、事前に送付あるいはお渡しさせていただきました資料として、審議案件の資料、青いファイルにとじたものがございます。それから、瀬谷区プランの冊子及び「素案への意見と回答」が1部ずつございます。

なお、青いファイルには、伊勢佐木町1・2丁目地区に関する意見書の要旨とこれに対する見解も含まれております。

資料は以上でございます。不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

以上、事務局からの報告を終わります。

それでは会長、よろしく願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

●会長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。

冒頭に、傍聴の方は、受付でお渡ししてあると思いますが、「傍聴者の注意事項」をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は、大場委員、志村委員のお2人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

5 都市計画案件の審議

(1) 伊勢佐木町1・2丁目地区に関する案件

議第767号 横浜国際港都建設計画 地区計画の決定

●**会長** それでは、審議に入りたいと思います。本日は、4件の審議案件がございます。

最初の案件、議第767号からご説明ください。お願いいたします。

●**事務局**（まちづくり調整局都市計画課長） それでは、議第767号地区計画の決定に関する案件についてご説明いたします。

伊勢佐木町1・2丁目地区は、JR根岸線及び横浜市営地下鉄関内駅の西側で伊勢佐木モールの玄関に位置しています。

規模は、中区伊勢佐木町、末広町、長者町及び福富町東通にまたがる区域となっております。

それでは、最初に、まちづくりの経緯についてご説明いたします。

横浜市中区伊勢佐木町地区は古くから横浜の中心商店街として、歩行者専用のイセザキ・ショッピングモールを整備するなど、本市商店街の先駆的な役割を担ってまいりました。

昭和57年には「まちづくり協定」を施行し、建築物の用途や壁面線制限などの指導を行ってきております。しかし、横浜駅周辺の発展やみなとみらい21地区の開発などにより、老舗商店街としての衰退、空き店舗の増加、一部地域では風俗営業店舗等の急激な進出により、街の表情が変化してきております。

こうした中で、伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合は、計画的に整備された街並みとアメニティを継承し、美しく調和のとれた商店街の維持向上を図ることを目標として、平成15年に「地区計画等検討委員会」を設け、まちのルールづくりについて検討をしてまいりました。検討委員会では、さまざまな検討会や意見交換会を実施してきておりますが、地域の意向を把握するために、建築物等に関する事項についてアンケート調査を行ってしております。アンケートは、区域内の地権者を対象として行われ、175名の地権者に対し、回収率79.9%、うち建築物の用途の制限等に賛成する地権者が93.3%となっております。これらの結果に基づき、地元地権者の合意形成が概ね図られたと判断し、平成17年4月に地区計画策定の要望書が「伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合」「協同組合伊勢佐木町1・2丁目商和会」「伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画等検討委員会」の3者の連名で横浜市長あてに提出されました。

それでは、今回決定する地区計画の概要についてご説明いたします。

まず、地区計画の区域ですが、赤い枠でお示しする面積約3.4ヘクタールの区域へ定めます。

また、地区整備計画の区域は、伊勢佐木モールに面した面積約2.8ヘクタールの区域へ定めます。

次に、地区計画の目標ですが、当地区は横浜を代表する商店街として、文明開化のころより文化の発信基地としての歴史を有し、都心にふさわしい商業施設とプロムナードが、個性的で魅力ある街並みを形成してきた地区でございます。そこで、横浜のメインストリートとしてふさわしい調和のとれた街並みを創造すること、また、子供からお年寄りまで安心して憩える魅力的なまちづくりを推進することを目標としております。

そこで、本地区計画の目標を実現するために、1番目に、国際色豊かな文化と伝統に配慮し、格調高く健全な街並み景観の形成を図る。2番目として、快適で楽しさあふれる商店街にふさわしい観光、文化施設、商業施設を誘導することを、土地利用の方針として定めております。

次に、建築物の用途の制限ですが、本地区は、商店街としてふさわしい観光、文化施設、商業施設を誘導し、にぎわいを創出することから、1階又は2階を住宅、共同住宅等の建築を制限いたします。また、都心地区として魅力ある都市景観・環境への貢献を目標としていることから、マージャン屋、ぱちんこ屋等これらに類するもの、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類

するもの及び個室付浴場業の建築を制限します。このほか、まちのにぎわい、防災性、安全性に配慮するために、倉庫業を営む倉庫及び危険物の貯蔵又は処理に供する建築物を制限します。

最後に、建築物等の形態又は意匠の制限ですが、建物の屋根、外壁その他戸外から見える部分及び屋外広告物は、美観などを良好に保つため、色彩又は装飾について配慮するものとしております。

なお、本案件につきましては、平成17年10月14日から28日まで都市計画法第17条による縦覧を行いましたところ、1通の意見書の提出がございました。内容は反対の意見でございます。

それでは、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解をご報告いたします。

伊勢佐木モールに接する敷地に6項目の建築物用途制限をすることに反対する。用途を制限することにより、魅力ある街づくりそのものが制限されることになり伊勢佐木モール全体の集客に影響を及ぼす。対象地域が、伊勢佐木町1・2丁目の伊勢佐木モールに接する敷地となっていることに反対する。経済活性化により規制緩和が進んでいる世の中にあって、建築や出店が制限されるような地区計画の導入は、世の流れに逆行するものであり、より規制緩和を望むものだ。よって、地区計画制限案は、廃案とすることを要望する。こういう意見でございました。

これに対する都市計画決定権者の見解ですが、伊勢佐木町地区は伊勢佐木モールを中心に、古くから横浜の中心的な商店街として、歩行者専用の伊勢佐木ショッピングモールを整備するなど、本市商店街の先駆的な役割を果たしてきました。しかし、横浜駅周辺の発展やみなとみらい21地区の開発により、老舗商店の衰退、空き店舗の増加、一部地域では風俗営業店舗の急激な進出により、まちの表情が変化してきています。こうした中、「地区計画検討委員会」から提出された要請にあるように、伊勢佐木町としての健全なる発展、調和のとれた街並みの創造と魅力的なまちづくりを推進するためには基本的なルールとして建築物の用途の制限は必要であると考えます。

また、ご指摘のとおり、伊勢佐木町は、伊勢佐木モールに隣接する周辺商店街を含めた区域において、伊勢佐木町としての街が形成されています。今回の地区計画は、地区計画検討委員会からの要請に基づき1・2丁目地区において、先行的に定めるものです。引き続き、地区計画検討委員会や地元地権者の方々と協議しながら、地区計画区域の拡大等伊勢佐木町全体のまちづくりについて検討してまいりたいと考えております。

以上が意見の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

議第767号地区計画の決定に関する案件については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●**会長** 横浜を代表する商店街である伊勢佐木町において、地区計画をつくるという案件でございます。これについて、ご意見、ご質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●**質問** 平成15年に地区計画等検討委員会を設立したということで、かなり長い時間をかけて検討した結果であると思います。しかし、地権者の方の立場に立つと、いわゆる権利を制限されるということになるわけで、結果として、最終的に1通の反対意見が出てきたということだと思うのですが、15年から検討している中で、権利を制限される立場の方々との協議はどのような形で行われていったのか教えていただきたいと思います。

●**会長** お願いします。

●**回答** (都市整備局都市再生推進課長) 月1回ぐらいのペースで地元の皆様の代表者による地区計画等検討委員会が開催されておりまして、この中でアンケートを実施したり、具体的な制限内容の項目等の検討をしております。私ども都市整備局、以前の建築局まちづくり相談センター

の職員も参加しまして、その都度アドバイスをするなどの支援をしてみいました。

●**質問** 今回の決定は伊勢佐木モールに面したところですが、地図を見ますといびつな形で決定されております。普通考えると、道路などで取り囲むような形で決定する方がより実効性が上がるのではないかと思います。このような形になった理由を教えてくださいと思います。

●**回答** (都市整備局都市再生推進課長) スクリーンにお示しております赤い線の部分が道路でございます。伊勢佐木モールを中心とするワンブロックの道路境界が赤い線でございます。そして、青い部分が今回建築制限をする箇所、伊勢佐木モールに面して建物が建っている敷地でございます。今回、地区整備計画で建築制限をかけるのは、青い部分を対象といたしましたが、今後、地権者の皆様の意向等を踏まえて、赤い線のところまで地区整備計画区域を広げることも可能であると考えております。

●**質問** 青葉台の駅周辺は住宅街の中の商店街ですが、そこでも風俗営業が行われていて、夜、呼び込みの人が路上に出たり、非常に風紀が乱れているということです。

伊勢佐木町という中心市街地であったとしても、まちの美観や商業施設の街並みを考えて風俗に関する規制をかけようということで、今諮っているわけですが、郊外部の商店街ではより深刻な問題だと思っています。横浜市としてこういった中心市街地の規制ももちろん必要だと思えますが、住宅街の商店街でも同じような事態が起きているということで、今後ぜひ対応をしていただきたいと思っています。見解がございましたら、お聞かせいただきたいと思っています。

●**回答** (都市整備局都心対策推進担当政策専任部長) ご指摘のような状況につきましては、今後、郊外、都心部に関わりなく、地域の方々とまちのルールづくりについて協議を進め、協議が調ったところからいろいろな手を打っていきたいと考えております。今後とも、私どもの大きな課題の一つだと認識しております。

●**会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

●**質問** 建築物の用途制限についてですが、説明ではキャバレー、ナイトクラブその他これらに類するものは建築してはいけないということでしたが、地区計画の計画書を見ると、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものとなっています。ところが、建築物等の整備の方針を見ると、「伊勢佐木モールに面する建築物の1・2階部分は、街並みににぎわいをもたらす店舗、飲食店等の用途とする」となっています。この飲食店と料理店の違いについてご説明いただければと思います。

●**会長** いかがでしょうか。

●**回答** (まちづくり調整局都市計画課長) 法律上の用語で、一般的になじまないかもしれませんが、料理店とは風営法の中で定義しているもので、「待合、料理店、カフェー、その他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」、いわゆるスナック、パブ、バーなどでございまして、普通のレストラン等の料理店とは別のもので定義されております。

●**意見** カフェーといっても、今は余り通じないだろうと思いますけれども、よくわかりました。ありがとうございました。

●**会長** 法制度が古すぎて、一般の人が聞くとおかしいなと思うような用語になっていますね。

●**意見** この地域は、ちょっと裏方へ行くとかなり風紀が悪く、それがだんだんと伊勢佐木町の表通りまで浸食されてきているような状況です。ですから、早くに手を打って規制をしなければ、健全なショッピングモールとしての役割が果たせなくなってしまふ、夜が中心のまちになってし

まいります。反対の意見を拝見しましても、用途制限のかかるものの営業を行いたいというお気持ちがあるようです。ぜひとも健全な商業のまちとして発展できるように、この地区計画をお認め願いたいと思います。

●**会長** ほかにご質問なりご意見ございますでしょうか。

●**質問** 現在、この1・2丁目には用途制限の1から6項目に該当する店舗はないのですか。

●**会長** 既存不適合があるかどうかということですね。

●**回答** (都市整備局都市再生推進課長) 既存不適合に該当する店舗が現在5店ございます。内訳としましては、ゲームセンター、パチンコ関係を営業されているお店が3店、場外馬券売場が1店、そしてキャバレーが1店です。

●**質問** 既存の店舗が古くなりますと改修や改築などの問題が出てくるとは思いますが、地区計画を設定した場合、こういうものの取り扱いはどうなるのですか。

●**回答** (まちづくり調整局都市計画課長) 今回、地区計画で制限いたしますので、建て替え等はできなくなります。現在の建物のままでしたなら営業を続けられますが、建て替えはできないこととなります。

●**質問** そうしますと、そういう人たちがやはり今の商売を続けたいということで、古くなった建物のままでいたならば、まち全体が余計に移ろうのではないのですか。建て替えが出来ないということは、その商売をやめなさいということにもなるわけで、職業選択の自由からどうなのかなとも思うのですが。別にその商売を奨励するわけではありませんが、この5つの店舗についてはそういう懸念があるわけです。話し合いに応じてくれればいいですけども。

●**回答** (まちづくり調整局都市計画課長) 今回、地区計画を定めるに当たり、検討委員会の中で、そういった既存不適合になる施設をお持ちのビルのオーナーの方ともお話をしておきまして、全員ではございませんが、建て替えるときにはこれ以外の用途に転換するという同意を約半数のオーナーの方からはいただいております。

●**意見** わかりました。

●**会長** 古くなればそれほどお客さんを引きつけなくなりますから、自然と用途が変わっていくのではないかと期待しておりますが、確かに今のような懸念があることも間違いないですね。

●**質問** この地区計画は、商店街のにぎわいを出していこうということだろうと思いますが、実際、現状を見ると、夜8時以降、9時ごろには閉まってしまう店舗が多くあります。松坂屋さんの前あたりでストリートミュージシャンがたまに演奏していますが、街並みににぎわいというのをどうつくりだしていくのかという点がいつも気になって、なおかつ、ちょっと身の危険を感じながら歩くことが間々あります。街並みににぎわいをどのようにつくり出すかというところもこの計画を組む上で何か論議があったのでしょうか。その点についてお伺いします。

●**会長** 規制するだけではなくて、もっと積極的にまちづくりを行うという視点も必要ではないかというご意見だと思います。地区計画の規制の中ではそういう議論ができないので、むしろまちづくりの面からより積極的にこの伊勢佐木町のまちをどのようにつくり出して、今ある問題に積極的に対応していくというような議論が、まちづくりの検討会その他で出されたかどうかというご質問だと思いますが、いかがでしょうか。

●**回答** (都市整備局都市再生推進課長) 検討会の中でも、商店街のにぎわいづくりや活性化について、いろいろ議論されております。ソフト面での活動も含めてどういう取り組みをするのが商店街の活性につながるのかというような議論も一方で進めながら、このルールづくりの検討も

進めてまいりました。

●**会長** よろしいですか。そういう議論もされたということです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

こういう問題は横浜だけではなくて、例えば東京駅の八重洲口などは既に取り返しが見つからないような状況になっていまして、行政や周辺地域では非常に困っていらっしゃる状況にあります。ですから、現在対応すれば一定の成果が得られるような段階で地区計画をかけるというのは大変結構なことではないかと個人的に思います。

それから、意見書の中で規制緩和が世の中の流れだというような話でしたが、今、国の審議会ではむしろ規制強化をしないと中心市街地の活性化は図れないのではないかと議論をしております。この点については若干方向が逆転しておりますということだけ申し添えさせていただきます。

よろしいでしょうか。ほかに意見がないということでしたら、この案件は原案どおり了承ということよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 寺家特別緑地保全地区に関する案件

議第768号 横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定

●**会長** それでは、続きまして、議第768号についてご議論させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) それでは、議第768号寺家特別緑地保全地区についてご説明いたします。

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、動植物の生息、生育地となる緑地、または風致、景観がすぐれた緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区であり、都市緑地法に基づき、都市計画に定めるものでございます。

また、本市における特別緑地保全地区の指定方針につきましては、「横浜市緑の基本計画」に定めており、緑の7大拠点として位置づけられた地域及び既に市民の森やふれあいの樹林に指定されている地区など、風致、景観がすぐれ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などとして一体となった樹林地について、担保性を高めるために特別緑地保全地区に指定するとしております。

さらに、都市計画マスタープラン全市プランにおいて「郊外部に連なる緑の7大拠点や市街地のまとまりのある樹林地、斜面緑地、社寺林、名木古木等を保全する」としております。

また、都市計画マスタープラン青葉区プランにおいては「横浜市の緑の7大拠点のひとつとして、青葉区の北西部を中心にまとまって残っている樹林地については、特別緑地保全地区、市民の森などさまざまな緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図ります」としております。

それでは、寺家特別緑地保全地区の概要をご説明いたします。

青葉区の北西部、東京都町田市、川崎市との市境に位置しており、東急田園都市線青葉台駅から北西へ約3キロ、東急こどもの国線こどもの国駅から北東へ約1.5キロに位置する面積約12.3ヘクタールの樹林地で、西側のこどもの国、北側の町田市の三輪緑地と一体で大規模な樹林地を

形成しております。また、当該地は、緑の7大拠点の一つであるこどもの国周辺地区の一部であるとともに、「緑の環境を作り育てる条例」に基づく市民の森として、「寺家ふるさとの森」という名称で、昭和58年より面積約12ヘクタールを地元の愛護会の方々の管理のもとに開園しております。さらに「寺家ふるさとの森」は、「横浜ふるさと村設置事業要綱」に基づき指定された「寺家ふるさと村」面積約86.1ヘクタールの一部になっております。

それでは、スクリーンの赤枠で囲まれた部分、ふるさと村の一角を拡大してご説明いたします。今回の指定地を含む樹林地の丘と、それに挟まれた細長く伸びた幾筋もの谷戸の水田、その奥にある静かに水をたたえたため池、平野部の果樹園などを合わせて形成される環境と景観は、春の桜と新緑、夏の水田の緑、秋の黄金色の稲穂と木々の紅葉、冬の木枯らし等と、四季折々の表情を持っており、近隣住民のみならず横浜の原風景を残す貴重な風景として広く親しまれております。

また、ふるさと村の総合案内所である「四季の家」、それから水車小屋、郷土文化館などの施設や、森のコース、川のコース、里のコースなどの散策コースが整備され、広く一般に利用されております。

寺家ふるさと村の歴史としましては、昭和50年代に都市開発が近隣まで押し寄せる中で、小規模な農家が多くを占めるこの地区では、就業者の減少・高齢化が進み、農業の先行きが見えなくなっておりました。また、水田とともに美しい景観をつくっていた雑木林も、手入れをする人もなく、笹の生い茂る藪山と化してしまいました。こうした状況の中で、地域の農業振興とともに、山林や農地という自然環境の保全を目指した「ふるさと村」づくりが始まり、昭和58年に「ふるさと村」とその中の一部に「ふるさとの森」が指定され、施設整備を行い昭和62年に開村いたしました。

ここで幾つか、寺家ふるさと村の風景をご紹介します。

また、寺家ふるさと村では、農業体験として本年度も田植えや、かかしづくり、稲刈りを行うなど、市民の方が農業体験を行える貴重な場の提供も行っております。

次に、今回決定する寺家特別緑地保全地区を周囲から見た状況をご説明いたします。

まず、大池という池の入り口前、水田を挟んで眺めた森の風景は水田の風景と一体となって、良好な景観になっております。

また、南側にある鴨志田団地から見た森の風景です。

続きまして、樹林地内に整備された1時間半の行程の散策コース、森のコースをたどりながらご紹介いたします。

森のコースの入り口にある大池では、天気の良い日にはカメが甲羅干しをする姿などが見られます。また、ふるさと村の近辺では、タヌキや野ウサギなどの哺乳類、年間を通じてコジュケイ、シジュウカラ、メジロなどの野鳥、大池を始めとした池には、カメ、カエル、ドジョウなどの水辺の生き物が見られ、動植物の生息地として適正に保全するとして指定要件の一つにも合致しております。

次に、大池から森に入りますと、笹やスギなどの樹林地を進みます。その後には、急傾斜の階段を経て、尾根へと続きますが、尾根沿いの道をしばらく進むと、休憩のためのベンチなどが備えつけられた東屋が見えてきます。

この先を熊の池の方向に下りてみます。熊の池は日常からヘラブナの釣り堀として広く市民の方に利用されております。

また、谷戸の水田を見ながら熊野神社に向かうと、スギやクヌギ、モミなどの名木古木に指定された大木がございます。

なおも谷戸の道を回り込むように進みますと、東側の入り口があり、スギやヒノキなどの樹林が一体に広がっております。

その先、中央の入り口であるむじな池には、池のほとりに東屋とベンチが整備されており、訪れた人々がゆっくりと景色を楽しむことができるようになっています。

以上、このようなすぐれた風致、景観を保全するとともに、住民の健全な生活環境を維持するため、この区域を特別緑地保全地区として指定を行うもので、本案件につきましては、都市計画法に基づく縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●**会長** それでは、ただいま特別緑地保全地区についてご説明がございました。これについて、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

●**質問** 寺家ふるさと村は自然環境と触れ合うとても良い場所で、非常に貴重なところなので、今回、ふるさと村の中のふるさとの森を特別緑地保全地区として指定するという事で、非常にうれしく思います。ふるさと村全体は青葉区プランの中で緑の拠点として位置づけられておりますし、今回の指定は、ふるさと村の農業の施策とも関係してくるのではないかと思います。どのように全体を考えていらっしゃるのかお聞きします。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）市民の森として指定しておりますふるさとの森は、これは山の部分でございまして、今回、特別緑地保全地区という指定をさせていただく予定ですが、ふるさと村のそれ以外の部分は主に農業を行っているところでございます。画面の緑色は山の部分となりますが、黄色味がかかっているところが畑、そして田んぼがある農業地帯でございまして。こちらにつきましては、横浜市の寺家ふるさと村要綱と、農業振興地域に関する法律によって、農業を振興するエリアという位置づけで規制がかかっております。ですので、今回の特別緑地保全地区の指定を受けますと、農業振興を図りながら山も保全され、いわゆるふるさとの風景が守られるというような形になるものでございます。

●**会長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

●**質問** この構想は、非常にうれしく賛成ですが、指定することによって規制があると思うんです。例えば相続が発生したときの対応を聞かせてください。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）ご質問の相続等の関係ですが、その場合、特別緑地保全地区というのは規制がございまして、買取請求が出せるようになっております。もともと市民の森でございまして、相続等の場合は横浜市が買い取りますが、長い年月の中ではやはり相続以外でも土地を処分したい、お金にかえたい、あるいは土地を交換したいというようなご要望等がございまして。そういう場合でも、特別緑地保全地区として指定を受けますと、買取請求が随時出せるようになりますので、農家を含めた土地を多く持っていらっしゃる方の相続等においては、十分対応できるような形となっております。

●**会長** よろしいですか。

●**質問** これとは制度が違いますが、生産緑地地区の場合も相続が発生して農業をやらなくなったときには行政が時価で買い取りますとなっておりますが、なかなか今、財政が厳しい中で、買取請求に応じてもらえないケースが多いですね。今後、このような問題はないのですか。

●**会長** 緑地保全地区に「特別」がついた意味合いを説明していただいた方がいいでしょうか。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）生産緑地についてはよろしいですか。

●**会長** はい。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）従来は緑地保全地区という名称でしたが、法律改正がございまして、特別緑地保全地区という名称になりました。新たに創設された緑地保全地域制度に比べ、従来からの緑地保全地区はより法的規制が厳しく買取請求ができることなどから、緑地保全地区という名称に「特別」がついたものでございます。

●**会長** 特別緑地保全地区で、もし買取請求が出た場合に、生産緑地のように財政力が十分でないから買えませんという断り方をされるのかどうかというご質問です。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）緑地保全地区につきましては、現在のところ買取請求が出た場合、すべて買い取っております。生産緑地につきましては、私どもは専門ではございませんが、行政が買取請求に応じられない場合、建築行為等の制限解除ができて、実質的に開発ができるようになります。

●**質問** 寺家ふるさとの森と、今回特別緑地保全地区に指定しようとしている範囲とは若干違う部分があります。幾つかの理由があるのだらうと思いますが、それを教えていただけますか。

●**回答** （環境創造局用地調整課担当課長）今回、特別緑地保全地区の指定に当たりまして、従来、ふるさとの森のエリアに入っていなかった部分の方にも声をかけさせていただいております。そういう方々に、特別緑地保全地区の指定についてお話ししたところ、特別緑地保全地区なら指定を受けてもよいということで、ふるさとの森のエリアと今回の特別緑地保全地区のエリアに若干違いがございます。

●**意見** この問題は、都市の中で緑をどう保全していくのかということ非常に重要なことだと思います。今までの市民の森より地権者の方々にとって有利ということで、より緑の保全が進んでいくのではないかと考えられますので、ぜひお認めいただきたいと思います。

2点ほど意見を言わせていただきたいと思いますが、ここはそれぞれの個人の方がお持ちになっていらっしゃる場所で、その方々が長年、先祖伝来受け継いできた土地です。ただ、残念だったのかよかったのかはともかくとして、周りが開発されたために、相続などにより持ちづらくなってしまったという環境があります。そういったことを多くの市民が理解して、ここの緑を市民共有の財産として残してもらいたい。こういう意識を今後高めていく必要があると思いますので、当局のご努力をお願いしたいと思います。

もう1点は、こどもの国周辺も含めて、ここは緑の7大拠点の一部で、横浜市が緑を保全していくと位置づけたところです。ここは、例えばホトケドジョウやオオタカなど、環境省のレッドデータブックにも出てくるような希少種の生息が確認されている地域です。しかしながら、保全すべき地域のすぐ隣が市街化されており、マンション開発、あるいは宅地開発され、非常にバックゾーンが足りないのです。こういったことはやはり都市計画で解決しなければならない問題であろうかと思っておりますので、こういった緑を保全するところと、人が活用していく土地との間に緩衝地帯を設けるような都市計画を、今後進めていく必要があるのではないかと思います。

●**会長** ご意見として承っておくということでもよろしゅうございますね。ありがとうございます。ほかに。

●**意見** 本件についての異議はありませんが、先ほどご説明がありました横浜市緑の基本計画ですとか、横浜市都市計画マスタープラン、緑の7大拠点に関連しまして発言したいことがございますので、本日の審議終了後に発言させていただきたいと思っております。

●**会長** わかりました。よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございませんか。もしなければ、この点については原案どおり了承するという
ことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように扱わせていただきます。どうもありがとうございました。

(3) 生産緑地地区に関する案件

第769号 横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更

●**会長** 続きまして、議第769号生産緑地地区の変更についてご説明いただきたいと思
います。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) それでは、議第769号生産緑地地区の変更に伴
う案件のご説明をいたします。

生産緑地地区は市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資
することを目的として指定するものでございます。

平成4年に行われた最初の生産緑地の指定では、1,552カ所、275.1ヘクタールとなっており
ます。その後、毎年変更を行い、現在1,981カ所、348.9ヘクタールとなっており、平成4年と比べ
て429カ所、73.8ヘクタール増加しています。

それでは、本年の生産緑地地区の変更の内容についてご説明いたします。

変更の内容といたしましては、「追加・拡大」「廃止・縮小」「位置、区域及び面積の変更」
となっております。

最初に、追加及び拡大についてご説明いたします。

生産緑地地区の指定につきましては、生産緑地法第3条で500平方メートル以上の面積が条件
となっております。また、本市では、平成3年に、「生産緑地地区指定要領」を設け、これに基
づいて指定を行っております。

「追加・拡大」の基準及び本年度の内容ですが、①当該地が裁判等の係争中であったことな
どの理由により、「平成4年中に手続ができなかったなど真にやむを得ない理由があると認められ
る」地区が1カ所、面積0.3ヘクタールです。

②として、「市街化区域内の緑地機能の補完または公共施設用地等の確保の観点から必要と認
められる」地区が4カ所、面積0.7ヘクタールです。

③として、「新たに指定することにより、既指定の生産緑地地区との一体化、整形化が図られ
る」地区が7カ所、面積0.6ヘクタールです。

④として、「街区公園に準じる緑地効果が期待できる」地区が1カ所、面積0.1ヘクタールで
す。

⑤として、「災害時に仮説住宅用地等の提供を目的とした防災協力農地」が1カ所、面積0.1
ヘクタールです。

これら「追加・拡大」する地区は合計14カ所、面積1.8ヘクタールとなります。

このうち、代表的な例として指定要領の③に該当する港北区新吉田東一丁目の案件をご説明
いたします。

スクリーンにお示しする緑の線で囲まれた既存の生産緑地に隣接しており、写真のような良好
なナシ畑の区域1,440平方メートルを追加指定するものです。

次に、「廃止・縮小」に伴う変更についてご説明いたします。

内容につきましては、①「主たる農業従事者の死亡等により、生産緑地地区の一部または全部の区域の行為制限が解除された」地区が22カ所、面積約2.8ヘクタールです。

②として、「生産緑地地区の一部または全部の区域が公共事業施設の用に供されると認められる」地区が8カ所、面積約0.5ヘクタールです。

これら、「廃止・縮小」する地区の合計は30カ所、3.3ヘクタールとなります。

このうち、代表例として①に該当する緑区長津田二丁目の案件についてご説明いたします。

図にお示しする区域、面積1,250平方メートルについて、所有者等の主たる従事者が死亡したため、すべてを廃止するものです。

なお、その他に、「国土調査法に基づく地籍調査等の成果が、登記に採用されたため、位置、区域及び面積の変更を行う」地区が6カ所ありますが、面積については変更ございません。

その結果、市域全域の生産緑地は1,970カ所、面積347.2ヘクタールとなり、昨年と比較して11カ所、1.7ヘクタール減少いたしました。

なお、本案件について縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●**会長** それでは、ただいまの生産緑地の「追加・拡大」あるいは「廃止・縮小」等について、ご意見があればいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

●**意見** それぞれの事情によって増減があるもので、また、法に基づくものでございますから、認めるべきものだと考えます。

●**会長** ありがとうございます。

基準に従って市が精査したものですので、そのとおりに認めたらどうかというご意見でございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは議第769号については、原案どおり了承させていただきます。

(4) 瀬谷区プランに関する案件

議第770号 横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プランの確定

●**会長** それでは、続きまして、議第770号横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プランの確定についてご議論いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) それでは、議第770号横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プランについてご説明いたします。

瀬谷区プランをご説明する前に、横浜市における都市計画マスタープランの策定状況について簡単にご説明いたします。

平成4年の都市計画法の改正により、「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めることが義務づけられました。この「都市計画に関する基本的な方針」のことを通称「都市計画マスタープラン」と呼んでおります。一般的な都市計画マスタープランでは、全体構想と地域別構想から構成されますが、横浜市では、市域面積や人口規模が大きく、地域によって地理的要因や交通環境が異なることなどから、市域の骨格的な事項を定めた全市プラン、地域別構想として区プラン、より身近な地域で定める地区プランの3段階構成で作成しております。

今回お諮りする瀬谷区プランは、地域別構想の区プランに該当いたします。策定方法は区によって異なりますが、概ね検討委員会、懇談会やワークショップなどのプロセスを経て策定してお

ります。

平成12年1月に全市プランの確定後、現在までに17区が確定しており、瀬谷区が確定しますと、市内すべての区において策定されることとなります。

それでは、瀬谷区プランについてご説明いたします。

最初に、策定の経緯ですが、瀬谷区では平成14年度から策定作業を進めて来ております。14年度は全区民を対象にした「まちづくりアンケート」を行い、区民意識や課題整理を行いました。

15年度には、広報よこはま瀬谷区版等を通じて参加の呼びかけを行い、「水と緑」「駅周辺のまち」「くらしの環境」のテーマ別に各3回、合計9回の懇談会を開催し、意見や提案を伺って来ました。区民の方からいただいた意見等は、「テーマ別区民意見集」としてまとめ、瀬谷区プラン素案へできる限り反映されるように努めてまいりました。また、並行して、まちづくりに関する活動を行っている区民、専門家から成る「瀬谷区プラン検討委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。

このような経過を経て作成した素案については、平成16年10月に公表し、広報よこはま瀬谷区版やホームページに掲載いたしました。また、説明会を開催するなど幅広く周知し、素案に対する意見を求めたところ、約150件の意見等が寄せられました。

これらの意見をもとに原案を作成し、平成17年7月には原案を「素案への意見と回答」とともに公表し、再び意見を伺った上、このたびお諮りする「瀬谷区プラン（案）」がまとまったところでございます。

次に、瀬谷区プランの内容についてご説明いたします。

まず、瀬谷区プランの構成はごらんとおりで、第1章は瀬谷区のまちの成り立ちと現況について、第2章はこうした背景を踏まえたまちづくりの目標と将来像について、第3章はまちの将来像の実現に向けて取り組むべき水と緑、交通、市街地環境など分野別の方針について述べられておりますが、この瀬谷区プランの骨格となる第2章及び第3章を中心にご説明いたします。

第2章「瀬谷区の目標とする都市像」ですが、1、暮らしのビジョンとまちづくりの目標、2、目標とする都市像、3、土地利用の方針から構成されております。1の暮らしのビジョンとまちづくりの目標では、瀬谷区の目標を「自然環境づくり」「まち環境づくり」「道路交通体系づくり」「都市活動を支える環境づくり」「生活文化環境づくり」「協働を支える仕組みづくり」としており、それぞれの目標から将来都市構造を導いています。

自然環境では「水と緑の基本軸」「水と緑の拠点」。都市活動では「まちの核」としての三ツ境駅周辺、瀬谷駅周辺。「都市活動軸」として環状4号線周辺、環状3号線周辺が位置づけられております。これらの目標と都市像は、それぞれ次の第3章「まちづくりの方針」において、より具体的な方針として説明されております。

次に第3章「まちづくりの方針」ですが、1、自然環境づくりの方針、2、まち環境づくりの方針、3、道路交通体系づくりの方針、4、都市活動を支える環境づくりの方針、5、生活文化環境づくりの方針、6、協働を支える仕組みづくりの方針の6つの方針から構成されております。

1の自然環境づくりの方針では、「水と緑の基本軸」と区の南北の緑地や農地を中心とした「水と緑の2大拠点」を骨格として、土地所有者や地域の理解と協力を得ながら身近な自然環境を保全・育成し、将来にわたって水と緑を身近に感じられるよう、さまざまな取り組みを進めることを基本としております。

具体的には、瀬谷区にある5本の川「境川」「大門川」「相沢川」「和泉川」「阿久和川」と

周辺に連なる緑地をネットワークすることによって、だれもが身近な水と緑の環境に親しめるようにするとともに、地域の歴史的な環境を保全していくこととしております。

また、まとまった水と緑の環境が残る区の南部、北部の拠点では、将来にわたって保全を進めるとともに、区民が利用しやすい拠点として整備を進めることとしております。

さらに、身近な緑の保全と育成、まちと共存する自然環境を地域で協力して保全していく取り組みを進めることとしております。

2のまち環境づくりの方針では、将来にわたって住み続けられる安全で安心できる良好な市街地としての環境を充実するとともに、新たな人たちにも住みたいと思える住環境を整えることとしております。そのため、市街地環境の改善として、中心地域、住宅地域、緑農地域、産業流通地域などの地区区分に応じた土地利用の誘導を図っていくこととしております。

また、地域で暮らす人々が安全で安心できる災害に強いまちづくりを進めること、個々の開発や建て替えが良好な住環境の実現につながるよう事業者と協力してまちづくりを進めることとしております。

3番目の道路交通体系づくりの方針では、歩行者にとって安全で快適な交通環境を確保しながら、東西・南北でネットワークを形成し、地区間を連絡する循環ルートの確保を図るため、広域交通を担う環状3号線、環状4号線、横浜厚木線、地域間を連絡する瀬谷地内線、瀬谷団地連絡道路や区南部ルートなどの整備を進めることとしております。

また、公共交通の充実を図り、だれもが安全で気軽に外出できる環境を整えるとともに、環境負荷や交通混雑の緩和を図ることとしております。

4番目の都市活動を支える環境づくりの方針では、まちの活力を維持し、多様な就業機会を確保するため、まちの核となる駅周辺や都市活動軸となる東西・南北の幹線道路沿いのまちづくりを進めることとしております。特に中心市街地では、多様な都市活動や活気あるまちづくりの誘導を図るため、瀬谷駅周辺では多種多様な商業業務施設の集積、駅前広場の再整備、三ツ境下草柳線の整備促進、区民が集える文化的施設の整備などを進めることとしております。

5番目の生活文化環境づくりの方針ですが、高齢者や障害者、子育ての世代、青少年がいきいきと健康的に暮らし、人々が集い交流できる環境づくりを進め、地域文化を育んでいくことが重要です。そのため、多彩な地域活動の場の充実として、地域ケアプラザやコミュニティハウスなど、身近な活動の場の確保を進めます。

また、楽しく歩ける環境づくりへの取り組みとして、地域の特性やニーズに応じた公園の改善、市民の森や中世鎌倉街道周辺をめぐる散策路を整備していくこととしております。

6番目の協働を支える仕組みづくりの方針では、区民、事業者、行政が適切な役割のもと、協働してまちづくりを進めることが重要であることから、個々の役割や取り組みについて述べております。

最後に、今後の展開として、「地区プランの策定について」「区プランの実現に向けて」「区プランの見直し」について述べられております。

区プランの見直しにつきましては、瀬谷区プランに限らず、都市計画マスタープランは概ね20年後の将来都市像を見据え、都市計画的な視点からまとめられたプランですので、今後は社会経済状況の変化や技術革新、区民意識の変化などを的確にとらえ、適宜点検評価を行いながら区民とともに柔軟に見直しを行っていくこととなります。

また、より身近な地域単位で定める地区プランについては、その地域の課題や特性など、必要

に応じて策定していくこととなります。

横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プランのご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●**会長** 瀬谷区マスタープランのご説明がございました。これをもってすべての区のマスタープランが策定されたということでございます。ご意見、その他ございましたらお願いしたいと思っております。

●**意見** 瀬谷区の方々が各界各層の方々のご意見を頂戴しながら長い時間をかけてまとめていったということです。150件を超す意見につきましても、それを取り入れて策定してきたということでした。マスタープランの見直しという点では、接收解除等が進んでいったときに大きな変化があることは事実ですが、ここでは積み上げてきたものを否定することではなく、きちっと実施されてよりよい区民生活ができるように、瀬谷区プランを認めるべきと考えます。

●**会長** 接收解除というお話がございました。瀬谷区にはかなり大きな敷地規模の米軍関係の施設がございまして、その接收解除が将来的には実現する可能性が出てきております。そのときには、またいろいろ議論すべきことがあるかもしれませんが、当面は今回まとめられた瀬谷区プランにより、まちづくりを進めていくということはどうでしょうかというご意見でございますが、よろしゅうございますか。

●**意見** これで全区のマスタープランができたということですが、とくに瀬谷区のプランに対してではありませんが、やはり20年後を見据えての策定ということで、今後、チェック体制、評価のシステムづくりなどについて、ぜひ方向づけていただきたいと思っております。これは要望です。

●**会長** 計画はつくったけれども、その計画がどのように実現して、あるいは実現しない状況があるのかということの評価する、そういうことを今後議論すべき、チェックすべきではないかというご提案ですね。この辺は市としてはどのようにお考えですか。計画の評価の問題です。

●**回答** (まちづくり調整局都市計画課長) ご指摘のとおり、つくってそのままではなくて、当然プラン・ドゥ・チェック、プラン・ドゥ・シーというチェックの過程が必要だと思っております。例えば市の施策としてどの部分が盛り込まれて、どれが事業として行われているか、そういうことは、市の中期政策プランとか、事業レベルの計画をローリングしながらつくっておりますので、そういうものと比較しながらチェックしていくということも一つかと考えております。区民の方のご意見等も伺いながら、適宜見直しは必要だと考えております。

●**会長** よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは瀬谷区マスタープランについては、原案どおり確定するというにさせていただきます。どうもありがとうございました。

6 その他

●**会長** 本日の審議案件はこれで終わりましたが、ほかに報告事項がありますので、事務局からお願いいたします。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) それでは、都市計画道路の見直しについてご報告させていただきます。内容につきましては、道路局よりご説明いたします。

●**事務局** (道路局企画課長) お手元には「都市計画道路網の見直しについて」のA4判1枚の

資料を配らせていただいております。説明につきましてはスライドで行いますので、スクリーンをごらんください。

「都市計画道路網の見直しの基本的な考え方（案）」につきましては、9月8日に開催されました第97回都市計画審議会においてご報告させていただきましたが、9月1日から30日まで市民意見の募集を行いました。その結果について、現在、意見の取りまとめを行っており、概要を中間報告させていただきます。

いただきました意見の数は229通でございました。また、いただきましたはがきなどには複数の意見が寄せられており、総数は約500件となっております。

主な意見としましては、「長期的な視点から計画すべきであり、完成までに時間がかかるという理由で計画を廃止すべきではない」「横浜市のカパシティからしても、現行の都市計画道路だけでは少なすぎるから追加すべきである」「決めたことでも時代に合った手直しをする柔軟性が必要である」など。また、個別路線の整備促進、廃止、新規路線の追加に関するご意見などがありました。その他、財政問題、住民合意などに関する幅広いご意見をいただいております。

今後は、いただいた約500件の意見を、都市計画審議会の答申にもあります6つの視点、活力あるまちづくり、安全なまちづくり、環境に配慮したまちづくり、人にやさしいまちづくり、円滑な移動、周辺土地利用との整合の分野別に整理いたしまして、それぞれの意見に対する本市の考え方を作成し、公表していく予定でございます。

なお、今後の進め方につきましては、今回の意見募集の後、「基本的な考え方」を確定し、その後見直しの概ねの規模などを示しました「見直しの方向（案）」、さらに、存続、廃止、変更、追加の候補路線・区間を示した「見直しの素案（案）」を順次策定し、その都度市民の方々に広く情報提供し、ご意見を伺っていく予定でございます。

また、見直しの進捗状況につきましては、今後も節目ごとに都市計画審議会にご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

●**会長** ただいま、都市計画道路網の見直しについてご報告いただきました。ことしの1月に答申が出されましたその後の経過について、特に市民意見の募集を行い、その結果についてご紹介いただいたところでございます。これについて、何かご質問、ご意見があればいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご報告としてお聞きしておくということで、今後、随時必要があればまたご報告いただくということでございます。ありがとうございます。

事務局からほかに何かありますか。

●**事務局** （まちづくり調整局都市計画課長） ございません。

●**会長** それでは、先ほど本日の審議終了後にご発言したいことがあるというお話でしたので、どうぞ。

●**質問** 発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、特別緑地保全地区の案件で、横浜市緑の基本計画や横浜市都市計画マスタープラン、緑の7大拠点につきまして、また、瀬谷区プランでは接収解除の話が出ましたが、これらに関連しまして、緊急の話なので、あえてこの場で発言させていただきます。

横浜市緑の基本計画は平成9年11月に策定されましたが、その中の小柴・富岡地区600ヘクタールのうち、52.6ヘクタールが11月14日に返還が決定しました小柴貯油施設です。実は、この地

域は工業専用地域、第3種風致地区となっておりますが、マスタープランの中で緑地として確保されています。返還後のことについてはこれからいろいろ国と横浜市と協議をしなければなりません、600ヘクタールの中にカウントされている52.6ヘクタールが、あるいはその一部かもしれませんが、工業専用地域、第3種風致地区になっておりますので、緑地として確保できない可能性があります。そこで、まずこの辺が事実かどうかだけお答えいただきたいと存じます。これから接收解除地域でこういった問題が出てくると思います。今、接收地の跡地利用について、横浜市としても検討しておりますが、そういった問題について都計審でも意見があったということをごひお伝えいただきたいと存じます。まずは事実確認だけ。

●**会長** お願いします。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) 今、ご指摘がございましたように、小柴の貯油地の貯油タンクの部分については、工業専用地域になっておりまして、その周辺の部分は一部市街化調整区域になっております。第3種風致地区がかかっております。それは事実でございます。

●**意見** マスコミ報道で、国の方は、横浜市との協議はこれからですが、民間に売却するというような発言が報道されております。ぜひ横浜市としても、それから都市計画審議会としてもこの辺をご検討いただきたいという提案だけ、あるいは意見だけ申し上げます。

●**会長** ご意見だけでよろしいですね。

●**意見** 回答は結構です。

●**会長** 小柴貯油施設の跡地利用については、別途検討会を開いておりますので、そこでの議論がある程度の熟度に達した時点で再度そのようなご議論を、場合によっては都市計画審議会でするという機会があるかもしれませんというところでとどめておきたいと存じます。よろしく願いいたします。

ほかに事務局からございますか。よろしいですか。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課長) 結構でございます。

●**会長** それでは、これをもちまして本日の案件・報告はすべて終わりましたので、次回の都市計画審議会の日程について、事務局から報告いただき、散会させていただきたいと存じます。お願いいたします。

●**事務局** (まちづくり調整局都市計画課調査係長) 次回は、平成18年1月19日木曜日午後2時、会場はこの市庁舎5階の特別会議室を予定しております。賀詞交歓会等で皆様大変ご多忙な時期とは存じますが、よろしく願いいたします。

●**会長** 1月19日ということですので、よろしく願いいたします。

7 閉 会

●**会長** では、これをもちまして審議会を終わらせていただきたいと存じます。

ご協力ありがとうございました。